

# 1. 災害派遣福祉チーム（DWAT）とは？

- 災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）は、災害時における二次被害を防ぐため、避難所等※<sup>1</sup>に駆けつけ、配慮が必要な者に対し福祉支援を行う福祉専門職などで構成されるチームです。
- 災害を受けた高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な福祉サービス等が欠けた環境に置かれた避難者等※<sup>2</sup>には、次のような二次被害が想定されます。
  - ①【更なる重度化】平時では、福祉サービス等の提供があることを前提に生活が成立している方の状態がさらに悪化する。
  - ②【新たな発生】平時であれば生活は成立している方が、交流の不足、不活発な状態となり、状態が悪化する。
- このため、避難所等に派遣されたチームは、要配慮者情報の収集や指定避難所等への誘導、要配慮者へのアセスメント、日常生活上の支援、相談支援、避難所等における環境整備、本部・都道府県との連絡調整、状況等の報告、後続チームへの引継ぎ、被災市区町村や避難所等の管理者等との連携、他職種との連携などを実施します。

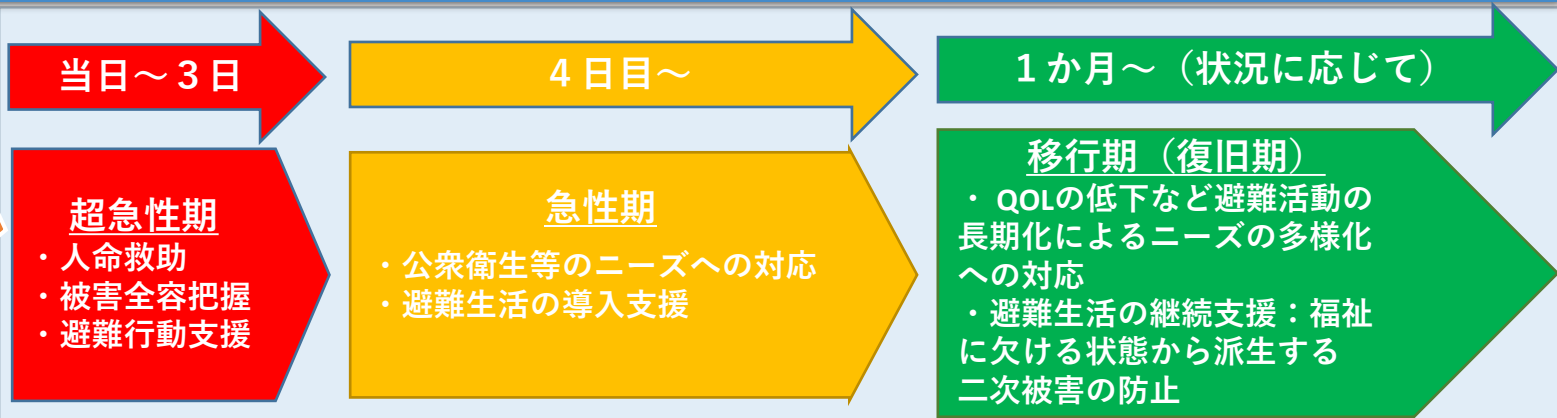
※1 避難所等：避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域

※2 避難者等：避難所等に避難している人

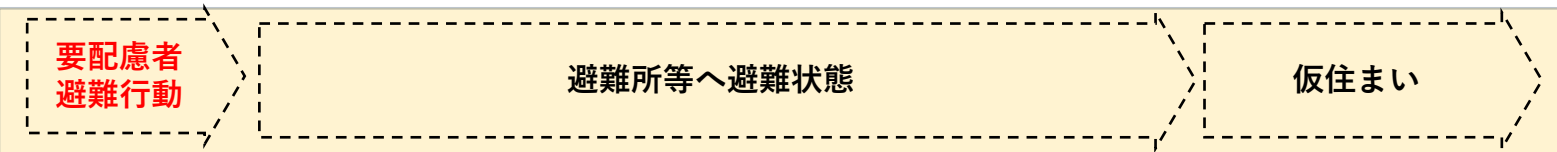
## 2. DWATはいつ派遣される？（発災後の時間経過と支援活動の変化）

時間経過

災害発生

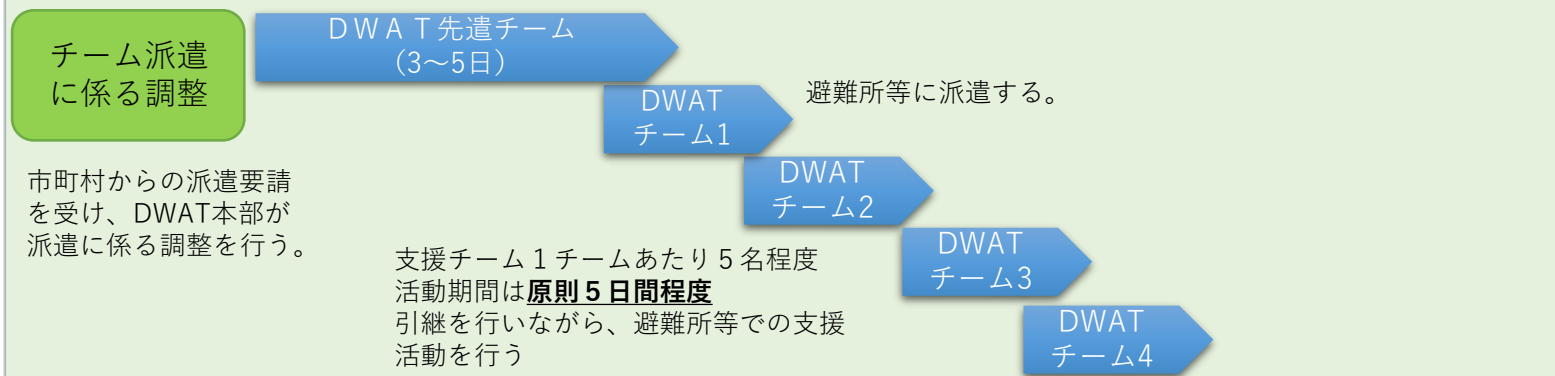


要配慮者の状態



DWATの動き

### < 千葉県での発災の場合 >

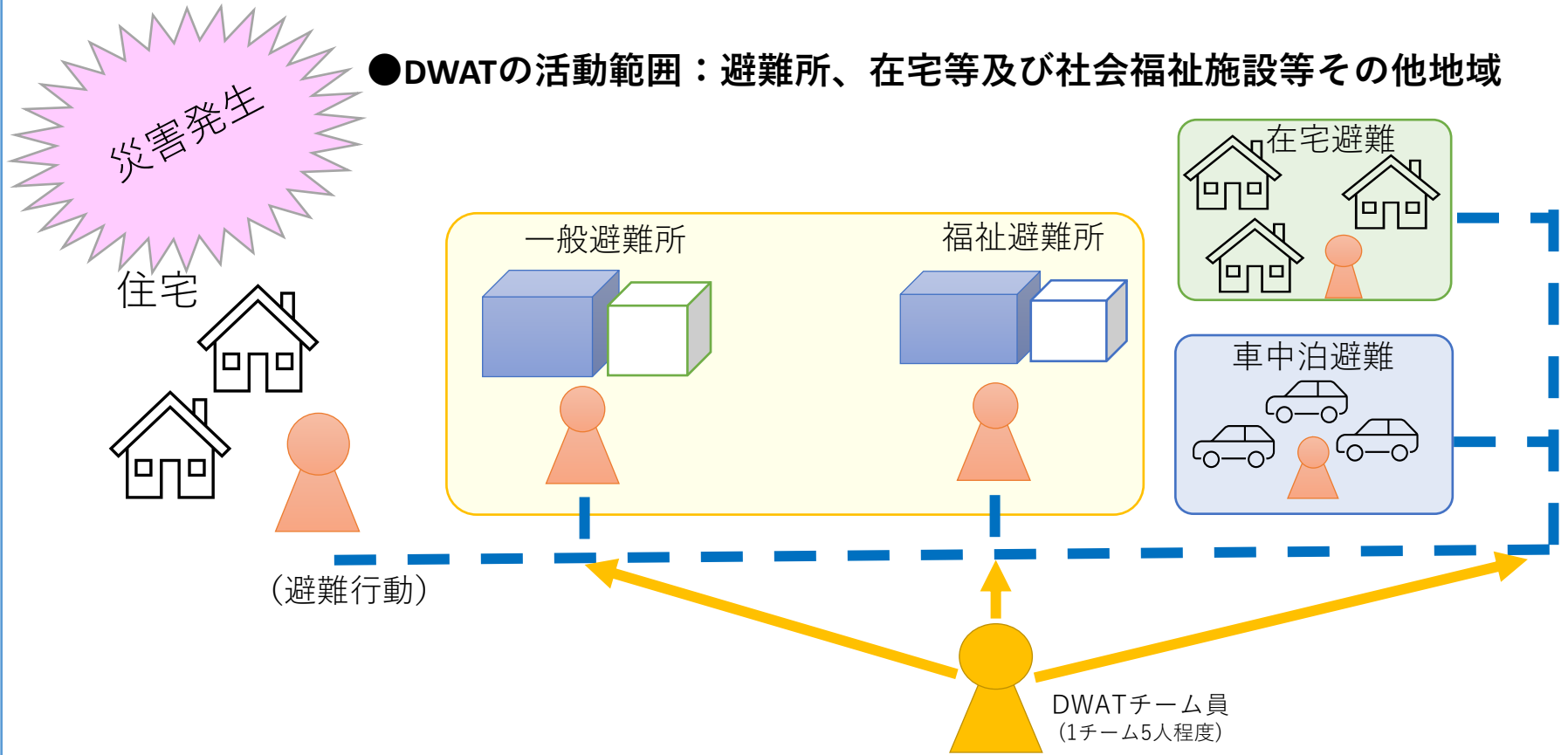


### < 他都道府県での発災の場合 >



### 3. DWATは何をする？（DWATの活動イメージ）

●DWATの活動範囲：避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域



- ①要配慮者情報の収集
- ②指定避難所等への誘導
- ③要配慮者へのアセスメント
- ④日常生活上の支援
- ⑤相談支援
- ⑥避難所等における環境整備
- ⑦本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑧後続チームへの引継ぎ
- ⑨被災市町村や避難所等の管理者等との連携
- ⑩他職種との連携
- ⑪被災地域の社会福祉施設等との連携

## 4. DWATは具体的に何を？（DWAT活動の内容）

### （1）要配慮者を見つけ、必要な支援につなぐ

- ① 要配慮者情報の収集：巡回により状況を把握し、支援の必要性を判断する。
- ② 指定福祉避難所等への誘導：一般避難所での生活が難しい人を、福祉避難所等へつなぐ。
- ③ アセスメントの実施：家族構成・要介護度・病歴などを確認し、必要な支援内容を整理する。

### （2）避難生活を支える福祉支援

- ④ 日常生活上の支援：食事・排せつ・入浴などの介助や生活不活発病予防を行う。
- ⑤ 相談支援：変化する福祉ニーズを把握し、相談に応じる。
- ⑥ 避難所等の環境整備：動線確保、トイレ改善、キッズ・授乳スペース設置、感染対策などを進める。

### （3）関係機関との連携と継続的な支援体制の確保

- ⑦ 本部・都道府県との連絡調整、状況等の報告：解決困難な課題を調整し、活動状況を報告する。
- ⑧ 後続チームへの引継ぎ：アセスメント結果や支援内容を確実に共有する。
- ⑨ 被災市区町村や避難所等の管理者等との連携：災害対策本部や避難所管理者の承認を得て活動する。
- ⑩ 他職種との連携：保健医療関係者と情報を共有するため、情報共有会議に参加又は開催を促す。
- ⑪ 被災地域の社会福祉施設等との連携：地域の自立性を尊重しつつ、施設との連携・協働を積極的に図る。

## 5. DWATはどんな人になる？（DWATのチーム員）

○県と協定を結んだ福祉関係団体に所属する個人会員や会員施設等から推薦を受けて登録した福祉専門職〔社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談員、保育士等〕で構成します。

○チーム員は、県に登録され、研修の受講や訓練に参加します。

### 想定されるチーム員の資格等

区分	資格等
資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、要約筆記者、地域包括支援センター職員等

## 6. 千葉県DWATの派遣のイメージ（県内発災の場合）

○大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害）が起きた場合に派遣されます。

災害発生

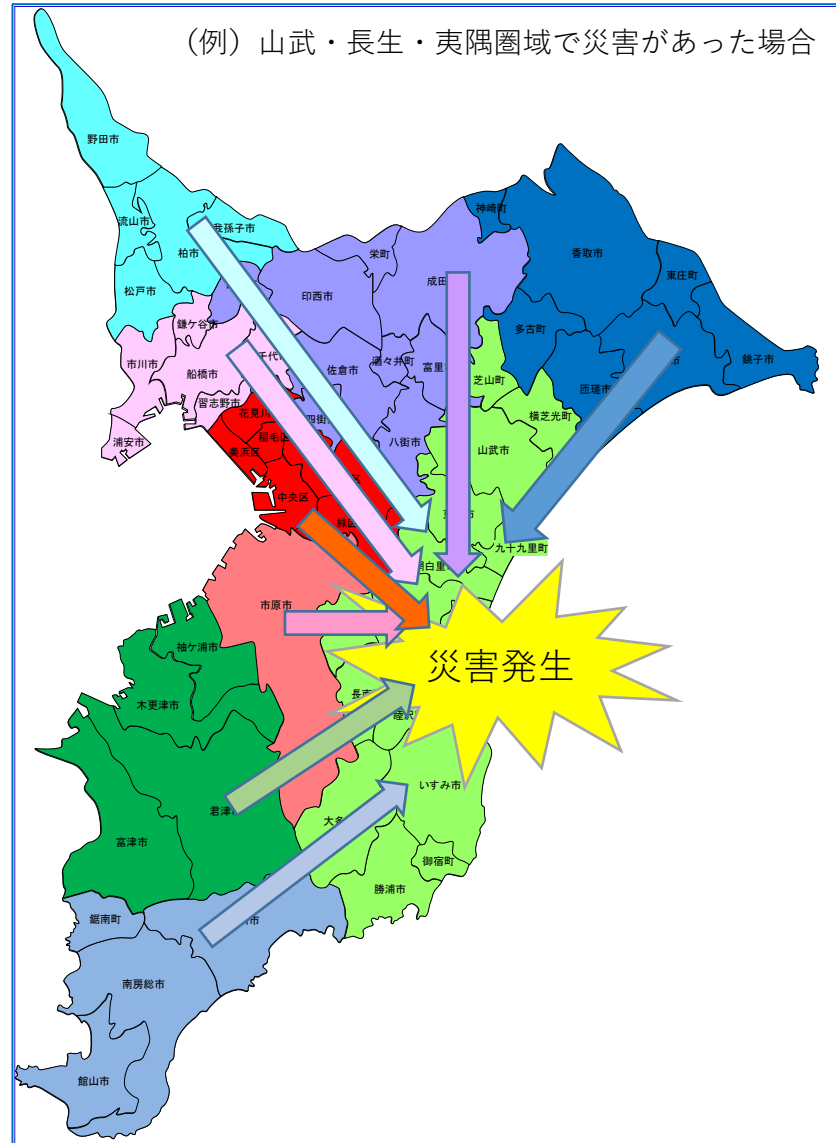
被災市町村から県に派遣要請

県から、千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会に派遣要請

協議会において、派遣可否の検討、派遣決定、チーム員に連絡

チーム員は被災地の避難所等に向かう

（例）山武・長生・夷隅圏域で災害があった場合



## 7. 千葉県における各団体の役割

### (1) 千葉県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともにチームの派遣の要否を判断し、必要に応じてチームの派遣を要請する。

### (2) 千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会※1

千葉県と千葉県社会福祉協議会が共同事務局を担い、平時はチーム員の養成や訓練、派遣に備えた資機材等の準備、医療等関係団体との連携体制づくりを行う。災害発生時はチーム本部として、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに適宜、関係機関と連絡調整等を行い、被災地に派遣されたチームの後方支援を行う。

### (3) 基本協定締結団体

自らの団体に加入する会員施設や個人会員に対し、必要に応じて、チーム員の派遣の調整を図る。団体内での情報を収集し、協議会本部に報告する。

※1 千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体（22団体）

（下線を引いてある団体は、基本協定を締結している団体です。）

千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県社会福祉法人経営者協議会、千葉県高齢者福祉施設協会、千葉県老人保健施設協会、ちば地域密着ケア協議会、千葉市老人福祉施設協議会、千葉県身体障害者施設協議会、千葉県知的障害者福祉協会、千葉県精神障害者自立支援事業協会、千葉県社会福祉士会、千葉県介護福祉士会、千葉県介護支援専門員協議会、千葉県ホームヘルパー協議会、千葉県聴覚障害者協会、千葉県精神保健福祉士協会、千葉県児童福祉施設協議会、千葉県保育協議会、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会、千葉市身体障害者連合会、千葉県市長会、千葉県町村会